

## 地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく排出抑制等指針の改正案に 対する意見の募集の結果について

平成25年4月

環境省地球環境局地球温暖化対策課

### 1. 概要

環境省では、平成25年2月21日に地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく排出抑制等指針の改正案を公表し、本指針に関する意見募集を行いました。

### 2. 意見募集期間

平成25年2月21日から平成25年3月22日までの約1ヶ月間

### 3. 意見募集方法

メール、郵送、FAXにて意見を募集

※資料については、電子政府の総合窓口[e-Gov](<http://www.e-gov.go.jp/>)及び環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/>)で公表

### 4. 意見内容

本件に関してお寄せ頂いた御意見は以下のとおりです。提出された御意見の内容につきましては、電子政府の総合窓口[e-Gov]の「パブリックコメント」欄に掲載いたします。

#### (1) 意見数

総数2件

#### (2) お寄せ頂いた意見及び意見に対する考え方

| No. | 意見の概要  | 意見に対する考え方   |
|-----|--|---|
| 1   | 第二の二(5)その他の家電製品等の中にダストブロワーを入れてほしい。   | ご指摘のダストブロワーにおける排出抑制も含めて、第二の「事業者は、日常生活用製品等の製造等を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うよう努めること。」としております。 |
| 2   | この指針が、企業行動に過大な制約をはめるものとならないよう、例えば「経済的及び技術的に可能な範囲での努力」を促すものであることを明示するなど、十分に配慮すべき。 | ご指摘について、本指針は地球温暖化対策の推進に関する法律第二十条の五、第二十条の六及び第二十一条に基づき策定するものであり、事業者の努力義務に関して示しております。                        |